

報道関係各位

件 名 奥武蔵小学校スクールバス一般住民の混乗制度について

1 概要

当制度は、奥武蔵小学校に通う吾野地区及び東吾野地区の児童が登下校に利用するスクールバスを、児童以外の地域住民も利用可能とすることで、交通手段が不十分である同地区の生活交通の一つの手段として活用することを目的とするものです。

2 内容

市では、「飯能市地域公共交通網形成計画」（平成 30 年度～令和 4 年度）に基づき、統合前の吾野小学校スクールバスにおいて混乗制度の実証実験を実施しました。その結果を踏まえ、このたび、教育委員会との調整が整ったことから、引き続き運行事業者である国際興業株式会社（本社：東京都中央区）の協力を得て本格的に実施する運びとなりました。

- 開始日 令和元年6月3日（月）
- 利用条件
 - ・吾野地区又は東吾野地区に住所又は住居を有する方
 - ・ご自分でバスの乗降ができる方
 - ・市に利用登録をし、「利用登録証」の発行を受けた方
- 対象便 全ての登下校便 ※休校日等を除く
- 利用料 無 料 ※スクールバスの業務委託契約の中で実施するため
- 利用方法 乗車時に「利用登録証」を提示

※その他詳細な内容については、別紙チラシを御参照ください。



担当者 交通政策室長 佐野
連絡先 Tel 042-973-2111
(内線) 614